

豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、乗合バスの利便性向上の促進を図るため、交通系ICカード（全国での相互利用が可能なものに限る。以下同じ。）の利用を可能とするシステム環境を整備することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行うものであって、市の区域内を運行するバス路線（「地域生活」バス・タクシーの路線（豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（平成22年4月1日決裁）第2条第1号に規定する「地域生活」バス・タクシーをいう。）を除く。）を有する路線バス事業者とする。

(暴力団等の排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を決定しないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱（令和5年3月28日国総地第101号、国鉄総第476号、国鉄都第209号、国鉄事第810号、国自旅第520号、国海内第237号、国海外第437号、国港総第723号、国空総第1286号、観観産第557号、観参第732号。以下「国の要綱」という。）第27条第1項に規定する事業実施計画に基づき行われる交通サービス利便向上促進事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の範囲は、補助事業に係る交通系ICカードの利用を可能とするシステムの導入に要する経費（システム開発費、設備整備費等）とする。

- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国の要綱において、国が補助事業として採択しない経費は、補助対象としないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に6分の1、補助事業における総キロ程のうちこの要綱に基づく補助事業者が走行するキロ程（以下「補助事業者キロ程」という。）の割合並びに補助事業者キロ程のうち本市内区間に係るキロ程の割合に2分の1を乗じて得た割合及び沿線市町の令和2年国勢調査における人口割合に2分の1を乗じて得た割合を合算して得た割合を乗じて得た額以内とし、予算で定める額の範囲内の金額で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1別紙）
 - (2) 収支予算書
 - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (4) 国の要綱に基づき国土交通省中部運輸局に提出した補助金交付申請書類の写し、国の補助金交付決定通知書の写しその他の要綱に基づき提出した書類等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、補助金の交付を申請する者が前項の申請をする際に、国の要綱に基づく国の補助金交付決定通知書の送付を受けていない場合には、同通知書の写しの添付を省略することができる。この場合において、当該補助金の交付を申請した者が同通知書の送付を受けた場合には、速やかに同通知書の写しを市に提出しなければならない。
 - 3 申請者は、次条の規定による交付決定の通知を受ける前に補助事業に着手する場合は、豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金事前着手届出書（様式

第2) を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3）により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第10条 規則第7条第1項の市長が定める期日は、30日以内とする。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合（変更の内容が軽微であると市長が認める場合を除く。）は、速やかに豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金変更申請書（様式第4）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第4別紙）
- (2) 変更収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る変更見積書の写し
- (4) 国の要綱に基づき国土交通省中部運輸局に提出した交付決定変更申請書類の写し及び国の交付決定変更通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を決定したときは、豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金変更決定通知書（様式第5）により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、市長が必要と認める場合は、速やかに豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金事業状況報告書（様式第6）（以下「状況報告書」という。）により市長に対し、補助事業の実施等の状況を報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が、第9条の規定による通知書の交付を受けた日が属する市の会計年度（以下「補助事業年度」という。）内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して、その事実が判明した日から30日を経過した日又は補助事業年度の3月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

3 事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助事業年度の3月20日のいずれか早い日までに豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金事業実績報告書（様式第7）を次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書の写し
- (3) 補助事業が完了したことを確認するに足りる書類
- (4) 国の要綱に基づき国土交通省中部運輸局に提出した実績報告書類又は終了実績報告書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第14条 規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、豊橋市交通系ICカード導入支援事業費補助金額確定通知書（様式第8）によるものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を提出しなければならない。

（帳簿等の備付け及び期間）

第16条 補助事業者は、規則第17条の帳簿のほか、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の得喪に関する書類及び当該財産の現状の把握に必要な書類その他資料（以下「取得財産等に関する書類等」という。）を備え付けなければならない。

2 取得財産等に関する書類等は、取得財産等を取得した時期、又は効用が増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

3 規則第17条の帳簿は、補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

4 取得財産等に関する資料等の保存期間は、事業者が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号（以下「国土交通省告示」という。））に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

第17条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限の期間)

第18条 規則第18条の市長が定める期間は、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して国土交通大臣が定める処分制限期間（国土交通省告示）に準ずるものとし、事業者は、その期間を経過するまで市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 取得財産のうち、規則第18条第2号に規定する市長の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 事業者が規則第18条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。